

狭山市「週休2日制モデル工事」試行要領（土木工事）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を推進する観点から、狭山市が発注する建設工事において「週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を試行するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）週休2日

① 完全週休2日（土日）

対象期間において、全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休2日

対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）現場閉所

巡回パトロール（現場閉所日の現場監視のためのパトロール）や保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

（3）4週8休以上

① 月単位の週休2日における4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

② 通期の週休2日における4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

③ 現場閉所率の算定方法は次のとおりとする。

$$\text{現場閉所率} = \text{対象期間内の現場閉所日数} \div \text{対象期間の日数}$$

（試行対象工事及び発注方式）

第3条 試行するモデル工事は「現場閉所による週休2日制適用工事」とし、工事の種別、規模等を勘案して、発注者が入札公告等で指定する。

2 「交替制による週休2日制適用工事（技術者及び技能労務者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式）」及び「受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式）」は、本試行の対象外

とする。

3 次に掲げる工事は、本試行の対象外とする。

(1) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

(2) 前号に掲げるほか、4 週 8 休以上の現場閉所が困難であると発注者が判断した工事

（対象期間）

第4条 対象期間は、工事着手日から工事完了日までの期間とし、この場合において、工事着手日は、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいい、工事完了日は、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

2 年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外として設計図書に明示した内容（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる場合など）に該当する期間は対象期間に含まない。

3 工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休 2 日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休 2 日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

（現場閉所日）

第5条 対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできるものとする。

2 降雨、降雪等による予定外の現場閉所は、現場閉所日数に含めるものとする。

3 現場閉所日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

（工期の設定及び変更）

第6条 発注者は、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、モデル工事の実施に係る事務処理期間及び現場閉所の達成状況により必要となる変更契約の手續に要する期間等を考慮し、必要な日数を上乗せして契約工期の設定をするものとする。

2 週休 2 日の確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、その理由が受注者の責によらないときは、発注者と受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行うものとする。

（経費の補正）

第7条 モデル工事の工事費は、対象の経費に完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を乗じて積算し、予定価格を設定する。

なお、対象の経費、補正係数、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、『埼玉県県土整備部「週休 2 日制モデル工事」試

行要領』の規定を準用する。

- 2 モデル工事の請負代金額は、次条による現場閉所の達成状況確認後、完全週休2日（土日）に満たないときは、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更して算出された請負代金額に減額する変更契約を行い、月単位の週休2日に満たないときは、通期の週休2日の達成有無に関わらず、補正係数を除して算出された請負代金額に減額する変更契約を行う。

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制（※1）を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

※1 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）・・・

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

（実施方法）

第8条 モデル工事の実施方法は次のとおりとする。

（1）発注時

- ア 発注者は、入札公告等にモデル工事である旨を明示（参考様式1-1）するとともに、特記仕様書（参考様式1-2）を添付するものとする。

（2）工事着手前

- ア 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
イ 受注者は、対象期間中、施設管理者等の承諾を得たうえで、モデル工事であることを示す「掲示図（参考様式2）」を工事現場に設置する。

（3）対象期間中

- ア 受注者は、施工計画書に記載した現場閉所日以外の現場閉所（天候の影響による現場閉所及び発注者があらかじめ対象外として明示した内容に該当する現場閉所を含む）を行うときは、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

この場合の連絡方法は、後日の確認が可能な電子メール等によることを原則とする。

- イ 工事の一時中止及び対象外とする期間や内容を追加又は変更する必要がある場合は、その都度、監督員と受注者で協議するものとする。

- ウ 監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応する

- エ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

（4）工事完了時

- ア 受注者は、現場完成日以降3日以内に、「現場閉所実績報告書（様式1）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所の達成状況について発注者の確認を受けるものとする。

- イ 発注者は、現場閉所の達成状況により、必要に応じてモデル工事の経費等に係る

補正係数の変更及び変更契約を行う。

- ウ 現場完成日が工期終期に近く、補正係数の変更による変更契約手続の期間を取れない恐れがある場合には、受注者と発注者の協議により、現場閉所の実績確認日及び当該確認日以降の現場閉所日を協議により決定し、これに基づく変更契約を行うものとする。

（アンケート調査）

第9条 発注者は、週休2日制モデル工事に係るアンケート調査を行う場合は、受注者に対し協力を依頼する。

（工事成績評価における評価）

第10条 現場閉所の達成状況による工事成績評価における加点及び減点は行わない。ただし、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第11条 その他必要な事項は別に定める。

附則 本要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 本要領は、令和6年10月1日以降に公告する工事に適用する。

附則 本要領は、令和7年10月1日以降に公告する工事に適用する。
ただし、9月単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

参考様式 1-1（第 8 条関係） 「入札公告等」

1 入札対象工事

() その他

本工事は、「狭山市週休 2 日制モデル工事(土木工事)」の対象工事である。

参考様式 1-2（第 8 条関係） 「特記仕様書」

1 週休2日制モデル工事

() 本工事は、「狭山市週休 2 日制モデル工事(土木工事)」の対象工事である。

試行の実施は、『狭山市「週休 2 日制モデル工事」試行要領(土木工事)』によるものとする。

試行要領は、狭山市公式ホームページで確認のこと。

狭山市公式ホームページ(トップページ>事業者向け情報>入札・契約)

<https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/index.html>

参考様式 2（第 8 条関係） 「モデル工事であることの明示」

週休 2 日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、
原則○曜日、○曜日及び祝日を休工日とするモデル工事です。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

発注者 狭山市役所

受注者 ○○◇◇株式会社

※ 工事現場の見やすい場所に適宜設置